

第11回放射線モニタリング指針検討会議事録

1.開催日時:平成26年7月25日(金) 13:40~17:20

2.開催場所:日本電気協会 4階C会議室

3.参加者(順不同,敬称略)

出席委員:吉林主査(中部電力),天野副主査(東北電力),沼端副主査(日本原燃),伊藤(富士電機),伊藤(日本原電),柴(原子力研究開発機構),岸本(北陸電力),熊谷(中国電力),五嶋(三菱重工),小野寺(電源開発),荒巻(関西電力),柚木(産総研),太田(日立アロカ),小田中(東芝), (計14名)

代理出席者:大野(四国電力,青野代理),吉野(北海道電力,菊池代理) (計2名)

常時参加者:仙波(JANSI) (計1名)

欠席委員:山口(九州電力,吉永代理),鳥谷部(日立GE),高平(東京電力),堀(JAEA)(計4名)

事務局:富澤(日本電気協会) (計1名)

4.配付資料

資料11-1 委員名簿

資料11-2 第10回放射線モニタリング指針検討会議事録(案)

資料11-3 「放射線モニタリング指針改定比較表」(案)

資料11-4 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(様式改定版)

参考資料-1 原子力規格委員会 規格作成手引き

5.議事

(1)会議定足数などの確認

事務局より,代理出席者を含めて出席委員数は16名であり,検討会決議に必要な条件(委員総数(20名)の3分の2以上の出席)を満たしていることの報告があった。また,JANSIより指針改定案の検討状況の確認を目的に,本検討会に常時参加者として出席したいとの連絡を受けており,今回の検討会よりJANSI(仙波氏)が出席することについて検討会委員により承認された。前回議事録については資料11-2で確認し,正式な議事録とすることとなった。

(2)「放射線モニタリング指針改定比較表(案)並びに指針改定対応案整理表について

各章の担当委員より,資料11-3に基づき指針改定比較表の改定案について,指針改定対応案整理表と突き合わせながら,第4章~第8章まで改定案の説明がなされ,確認,検討が行われた。

(主な意見とコメント)

【3.プロセス放射線モニタリング】

- ・3.プロセス放射線モニタリングの43【通常の作業規則から,...】の「今回改定対応案の記載(緊急時対応については,基本的に「JEA4102 緊急時対策指針」の範疇)」の記載は,本検討会での対応としての記載表現に修正することが適切である(他の章も同様)。また,24連絡方法の確立の「今回改定案の記載(放射線モニタリング...)」については,運用に係る事項であり対象外であることを断定すれば良いため,この趣旨を踏まえて記載を修正する必要がある。再検討する。

【4. エリア放射線モニタリング】

- ・ 4.2.1 の「格納容器モニタをプロセス放射性モニタとするか...」については、今後の安全審査状況を踏まえ記載するか等変わる可能性がある旨を記載することとしておく。

格納容器、燃料取替エリアモニタについて、エリア放射線モニタ、プロセス放射線モニタ双方に記載するか否か懸念事項の欄に記載しておく。

修文する。

- ・ 緊急時対策所等のエリアモニタについては、一方で対象外としているため、懸念事項の記載は削除することが適切である。

削除する。

- ・ 4.1 目的及び 4.2.1 緊急時対策所等のエリアモニタの「今回改定対応案の記載（緊急時対応については...）」については、3. プロセス放射線モニタリングの「今回改定対応案」の線量マップ等と同様に、本検討会での今回の指針改定の主体的な検討結果の観点からの反映可否を明記する必要がある。また、今回改定対応案に記載の（「緊急時対応」については...）については、放射線モニタリング指針として規定すべき事項、理由を明記することが重要である（他の指針、規程に振らない）。

他の項目にも管理・運用面に係る同様の個所があり修文が必要である。

再検討する。

- ・ 指針改定対応案整理表の現行指針項目欄の 4.3.3 サンプル測定は、「4.3.2 サンプル測定」に修正する必要がある。

修正する。

- ・ 4.3.1 エリア放射線モニタの解説 4-3 に記載の「防災指針」は、原子力災害対策指針に修正する必要がある。

修正する。

- ・ 4.5 エリア放射線モニタの設計上考慮すべき事項の(2)事故時のエリア放射線モニタに記載の使用済燃料貯蔵槽エリアの放射線モニタが機能喪失した場合の可搬型の計測器に、「...測定結果が推定出来る手段を整備する」記載まで必要か。

確認して修文する。

- ・ 4.2.1 エリア放射線モニタによる測定の記載に、プロセス放射線モニタ（燃料取替エリアモニタ等）の記載があるが良いのか。

委員が調べた結果、各事業者により異なることを踏まえ、現状の改定案ではこの記載としている。今後の課題として、対応案整理表に記載しておくこととする。

- ・ 4.4 エリア放射線モニタの指示・記録及び警報表示の(1)、(2)に記載の「...中央制御室又はこれに代わる監視室等に...」の記載については、委員からの「及び/又は」の記載表現の取込みの提案がなされた。

設置許可基準条文の中に同様の表現がある。現状の改定案では記載のままとしておくこととする。

- ・ 4.3.1 エリア放射線モニタの計測量に記載の空気吸収線量率（ガンマ線による空気吸収線量率又は空気カーマ率）（単位 Gy/h）については、空気吸収線量率を適切な記載に修正すべきである。

過去の経緯、法令等を確認して適切な表現に修正する。

【7. 周辺監視区域境界近傍放射線モニタリング（旧規格の 5. 周辺監視区域境界近傍放射線モニタリング）】

- ・ 指針改定対応案整理表の「5.3.2 サンプル測定」に係る今回改定対応案の記載事項は、

今回の改定対応案としてどうするかを記載する必要がある。また、懸念事項の内容は、懸念事項に移動が必要である。

検討して修文する。

- ・ “ ” に係る可搬型 Ge の整備について、他の章に記載の可搬型 Ge との整合の観点から記載する必要がある。
- ・ 検討して修文する。
- ・ “ ” に係る可搬型 Ge の電源断時にはどうするかというのは記載されているか。
- ・ 検討して追記する。
- ・ 指針改定対応案整理表の「5.2.1 モニタリングポストによる測定」に係る懸念事項の**全般**の記載内容は、本検討会でどういう対応とするかを記載する必要がある。

検討して修文する。

- ・ 指針改定比較表の 7.2.2 サンプル測定 of 解説 7-4 に記載のモニタリングステーションについて記載は不要ではないか。

削除する。

- ・ 指針改定比較表の 7.2.2 サンプル測定 of 本文に記載の空間照射線量率は、誤記であるため修正する必要がある。

修正する。

- ・ “ ” の「また、重大事故等時」については、「等」は不要ではないか。

設置許可にも記載されていると記憶しているが、再確認する。

指針改定比較表の 7.5 モニタリングポストの設計上考慮すべき事項に記載の「非常用所内電源に接続しない場合」の記載は、31 条対応を先に記載し、次に 60 条対応を記載することが適切である。

- ・ 修正する。

“ ” に記載の「高信頼度の電源を用い...」についても、適切な表現に修正する必要がある。

- ・ 検討し修正する。

解説 7-6 の「発電所又は再処理施設」の記載（本文にもある）については、適切な表現に修正する必要がある。

- ・ それぞれに関連するという趣旨を踏まえて修正する。

【8.環境放射線モニタリング（旧規格の 6.環境放射線モニタリング）】

- ・ 平常時モニタリングの記載に緊急時モニタリングの記載を続けて記載しているため分かりにくいのではないか。また、「8.3 計画の策定」において同じ見出し番号（(1)...）が二度使用されている。

新たに見出しを付けるなどして記載の適正化を図る。

【9.校正及び点検（旧規格の 7.校正及び点検）】

- ・ 指針改定対応案整理表の 7P「7.2 校正」に記載されている、過去の議事録から引用している「サーベイメータは...」の記載は、過去の検討会において、委員が JIS の改定時に大きな変更事項を紹介した。この中で CAMS は JIS では扱っていないことを情報提供として説明したが、これが議事録に記載されていたため課題として残ってしまっている。

高線量を測る検出器の校正は、メーカーとしては型式試験として施設にもっていき試験するなどして、設計製作時に実施している。

実態としては、メーカーが出荷の時に校正検査を実施している。現行の JEAG (9.2) の校正の対応という点からは、実態として実施しているということと JEAG にも記載があるということで問題ないと言えると思う。後半に記載の課題の格納容器内の事故時の CAMS の校正については、JEAG の中で装置の品質保証について JIS を引用しているのであれば問題であるが、現在の JEAG では参考しているが引用はしていない。従って JIS に記載されていないシステムや装置であっても検討の結果を記載できない訳ではないと思う。

今の説明を受けて、過去の検討会における課題内容について、委員相互で連絡し、課題内容の最適化を検討する。

(3) 今後の指針改定比較表と指針改定対応案整理表の最新化と集約等について

主査より今後の指針改定比較表、指針改定対応案整理表の最新化作業の進め方等について委員に説明があった。

8月20日の分科会で報告後のコメントを検討反映するため、出席委員の都合を勘案し、次回検討会を9月5日(金)13:15~開催することとする。

分科会幹事より本日連絡された分科会委員への事前資料配布要求を考慮し、対応案整理表の最終版化を7月30日とし、指針改定案比較表は8月6日までに確認し、確認した結果を8月8日(金)までに各担当委員は両副主査に送付することで進める(変更がない場合も連絡する)。ここで一度区切りをつけて、8月20日の分科会に向けた報告を行うことで進める。

8月20日の分科会への報告するPPTは、主査、両副主査で作成し分科会へ報告することとする。(時間的に余裕があれば事前に委員に配信する)

指針改定対応案整理表を最新化する上で、過去の議事録を確認したが、記載が曖昧、意味不明な記載事項もあり、適正な表現に見直す、削除等が必要であり、委員各位の協力を頂きたい。日立アロカ担当範囲の最新化等にあたっては(一斉休暇のため)、北陸電力、関西電力でバックアップする体制とする。

前回(1月)の分科会での検討状況報告資料をもとに、平成25年3月以降~これまでの検討状況について、議事録等を確認し分科会での検討状況報告資料を見直すので、これと比較し各委員の協力も得て最新化作業を進めて頂きたい。

JEAG4102-201X「緊急時対策指針」との整合化等の確認について、重複記載等があれば JEAG4102-201X の検討会に問題提起していきたい。なお、JISの年号については古い年号の記載があり、最確認するよう提起している。JEAG4102-201X が原子力防災業務計画の改正に基づく改定であれば、棲み分けされているので特に反映すべき内容は無いと思われるが、不整合、齟齬があれば提起していくこととしたい。

前回の検討会でプロセス放射線モニタリング設備について、事業者各社の実態を調査し反映する上での指針改定根拠とするため、PWR2社、BWR1社にアンケート調査を実施しており、担当委員より調査状況について紹介があった。なお、調査状況資料については各事業者の機密情報が含まれているため非公開資料の扱いとし、委員以外には開示制限する。

今後の他事業者の実態調査の実施にあたっては、審査状況を踏まえ、次回の検討会で調査期間を設定(2週間程度)してアンケート結果を集約し指針改定案の検討に資することとしたい。

(4) その他

次回の開催日時は、個人線量モニタリング指針検討会と同日の9月5日(金)13:15～日本電気協会A会議室で開催することとした。

以上